



政府統計

農業構造動態調査票（個人経営体用）

記入の仕方

今回は、 月 日に訪問いたしますので、それまでに調査票の記入をお願いいたします。なお、調査の内容、調査票の記入方法などについて、わからない点がありましたら、統計調査員にご質問ください。

調査員氏名

電話

ご協力をお願い

◆ 農業構造動態調査とは

「農業構造動態調査」とは、全国の農業経営体を対象として、農林業センサス実施年以外の農業の生産構造や就業構造を把握するものです。

得られた調査結果は、農政の企画・立案、推進等に必要な資料として活用されておりますので、ご協力をお願いいたします。

◆ 自身の農業経営について記入してください

この調査票には、自身の世帯で経営している農業について回答してください。集落営農等を行っている方が世帯員にいる場合は、集落営農等の経営部分を除いてください。

◆ 法律に基づく調査で、個人情報厳格に保護されます

調査内容は、統計の作成、統計的研究及び各種統計調査の名簿作成といった統計法に定められた目的以外に使うことを法律で禁じられていますので、調査の結果が税金の徴収などに使われることは一切ありません。

また、統計調査員をはじめ、統計調査に従事する者には守秘義務があり、調査で知り得た情報を他人に漏らすこともありません。

《 調査票記入にあたっての注意 》

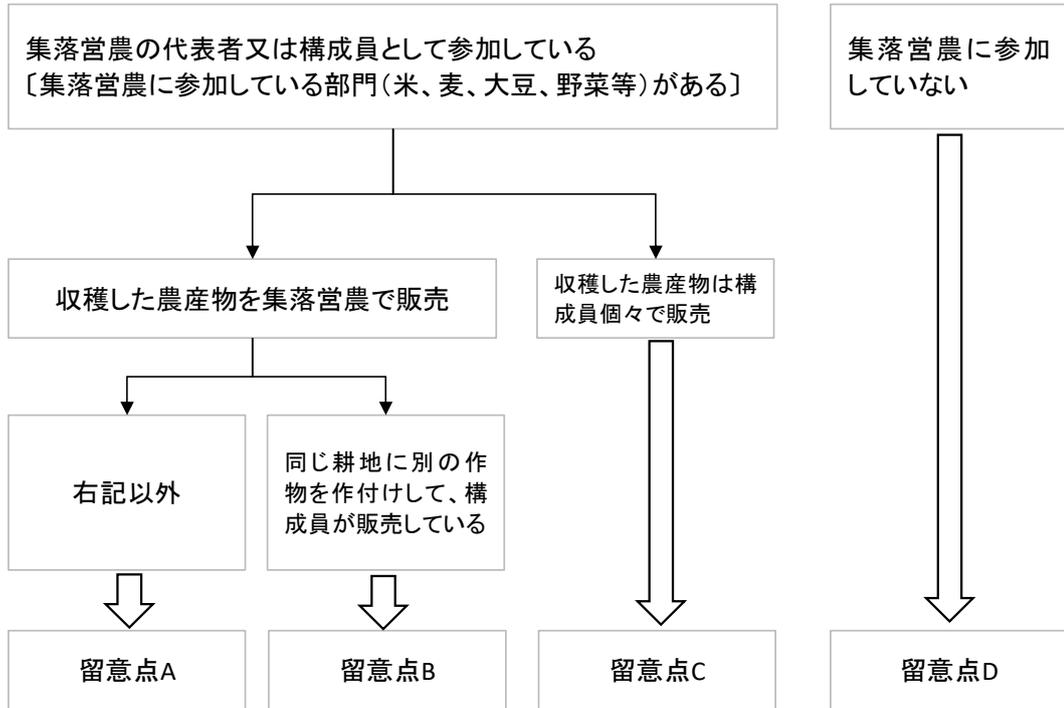
- 調査票を記入する際は、この「記入の仕方」をよくお読みください。
- 黒の鉛筆またはシャープペンシルで記入してください。
- 数字は1マスに1字ずつ算用数字で右に詰めて記入してください。
- 該当のある項目だけ記入し、それ以外の項目には何も記入しないでください（-（バー）や0（ゼロ）を記入する必要はありません。）。

調査票の記入に際して留意していただきたいこと

集落営農に参加している場合の調査票の記入について

集落営農の代表者や、構成員として集落営農に参加している場合は、次に示す内容にご留意の上、記入していただきますようお願いいたします。

1 次の表により、どの留意点に該当するかを判定してください。



2 調査票の記入に際しては、1の判定結果により、以下の内容に留意してください。

区分		調査票の項目			
		【2】土地	【3】世帯員	【7】農産物の販売	【8】農作業の受託
集落営農の代表者又は構成員	留意点A	集落営農が販売権等を有する農産物を作付けた耕地は、「貸している」に計上	集落営農の仕事に従事した日数は「⑥ 自営農業に従事した日数」に計上しない	集落営農が販売権等を有する農作物については計上しない	参加している集落営農が受託した農作業は、計上しない
	留意点B	すべて計上	別の作物生産に係る仕事は自営農業となるが、分けられないため、集落営農の仕事に従事した日数も「⑥ 自営農業に従事した日数」に計上		
	留意点C		すべて計上		
上記以外	留意点D	すべて計上	すべて計上	すべて計上	すべて計上

◇「世帯員に認定農業者がいる」について

世帯員の中に市町村から農業経営改善計画の認定を受けた者がいる場合に記入してください。

◇「世帯員に認定新規就農者がいる」について

世帯員の中に市町村から青年等就農計画の認定を受けた者がいる場合に記入してください。

◇「地域の集落営農組織に参加している」について

集落営農組織に参加している場合に記入してください。

【1】経営体の概要

各種制度を利用するなど、農業経営の取組について該当するものすべてを記入してください。

		前年	本年
世帯員に認定農業者がいる	101		
世帯員に認定新規就農者がいる	102		
地域の集落営農組織に参加している	103		
そのうち、オペレータとして従事	104		

【2】土地

1 土地の状況を記入してください(土地登記簿上の地目や面積ではなく、現状の地目や面積を記入してください。また、団体の所在地以外の他の市区町村にある土地を含みます。)

田・畑・樹園地		田		畑		樹園地	
		(ha)	(a)	(ha)	(a)	(ha)	(a)
		(町)	(反)	(町)	(反)	(町)	(反)
経営している	前年						
	本年	8	8	8	8	8	8
そのうち、所有している	前年						
	本年	8	8	8	8	8	8
そのうち、借りている	前年						
	本年	8	8	8	8	8	8
貸している	前年						
	本年	8	8	8	8	8	8

2 過去1年間に、販売目的で水稻を作付けた場合は、作付け面積を記入してください(けい畔は含めません。)

		(ha)	(a)
		(町)	(反)
231	前年		
	本年	8	8

◇「土地」について

- ・けい畔を含めた面積を記入してください。
- ・森林・原野化した土地は含めずに記入してください。
- ・居住地(所在地)以外の市区町村で経営している耕地も含めてください。
- ・土地台帳上ではなく、現状の地目・面積により記入してください。
- ・斜面などの傾斜のある土地は水平面積で記入してください。
- ・1畝は1アール、1反は10アール、1町は1ヘクタールとみなし、右詰で記入してください。
なお、0.5アール未満の場合は記入しないでください。



	畝	反	町	10坪	100坪	1,000坪
a (アール)	約1a	約10a	約100a	約0.3a	約3.3a	約33a
m ²	約100m ²	約1,000m ²	約10,000m ²	約33m ²	約330m ²	約3,300m ²

		(ha)	(a)
		(町)	(反)
		8	8
		1	8
		0	

◇「経営している」について

経営している土地をいいます。貸している土地や原野化している耕作放棄地は含みません。

◇「樹園地」について

果樹、茶、桑など木本性の作物を、1アール以上集团的に栽培している土地をいいます。

◇「そのうち、所有している」について

経営している土地のうち、自ら所有している土地をいいます。

◇「そのうち、借りている」について

有償、無償を問わず他から借りている又は経営を受託している土地が該当します。農地中間管理機構から借りている土地も含めます。

【注意】

1年の一部の期間だけ借りている土地は、それ以外の期間に、その土地の持ち主が

- ・ 利用している場合→「そのうち、借りている」に記入しないでください。
- ・ 利用していない場合→「そのうち、借りている」に記入してください。

◇「貸している」について

耕地を他に貸している場合に記入します。耕地とは、農産物の生産を目的とする土地のことを言い、畦畔を含みます。

- ・ 他の農家や集落営農に経営自体を委託している
- ・ 有償、無償を問わず他の農業者に貸している

→自らが参加している集落営農で利用し、生産した農産物の販売権等が集落営農にある場合、その土地は集落営農が経営しているため「貸している」とします。

- ・ 農地中間管理機構に貸している

【注意】

1年の一部の期間だけ貸している土地は、それ以外の期間に、その土地を

- ・ 自ら利用している場合→「貸している」に記入しないでください。

集落営農などに参加している農家の方へ

参加している集落営農で農産物を生産した場合、その農産物の販売権等が集落営農にある場合は、集落営農が作付けた面積とするため、参加している農家の方は調査票に記入しないでください。

◇「過去1年間に、販売目的で水稲を作付けた面積」について

- ・ ここにはけい畔を含まない面積を記入してください。
- ・ 主食用、米粉用など食用の目的で作付けた面積を記入してください。
- ・ 面積は水稲を販売用に2回分作付けていれば、2回分ののべ面積を記入します。
- ・ 自給(自分のうちで食べるもの)のみを目的として作付けた面積については含めません。ただし、販売目的として作付けたものを一部自給した場合は、それを含めた面積でかまいません。
- ・ 天候不順などで結果的に販売できなかった米についても、当初の目的が販売目的であれば水稲を作付けたものとして、記入してください。

◇「世帯員」について

出稼ぎや入院等で離れて暮らしていても、生計を共にしている方は含めてください。

ただし、住み込みの雇人や家族であっても、勉学や就職のために他出し独立している方は含めないでください。

【3】世帯員

1 世帯員の人数を記入してください。

		男(人)		女(人)	
世帯員の数	301	前年		前年	
	本年	88	302	88	
そのうち、満14歳以下の世帯員の数 (平成20年2月1日以降に生まれた方)	303	前年		前年	
	本年	88	304	88	

2 満15歳以上の世帯員(平成20年1月31日以前に生まれた方)について記入してください。

過去1年間でいずれかの決定に参画した方に記入してください。

- 生産品目や飼養する畜種の選定・規模の決定
- 出荷先の決定
- 資金調達
- 機械・施設などへの投資
- 農地借入・農作業受託の決定
- 雇用の決定・管理

①～③、⑤～⑦は、必ず記入してください。

3 世帯としての所得

世帯としての所得は、自営農業と自営農業以外の仕事でどちらが多いですか。該当するものに必ず記入してください。

		前年	本年
自営農業による所得が多い	311		88
自営農業以外の所得が多い (不動産による所得は含み、年金は含まない)		88	

① 世帯主との続柄 性別 いずれかに 続柄番号を記入	②		③ 出生の年月				
	男	女	元号		出生の年月		
			大正	昭和	平成	年	月
経営主	前年						
世帯員1	前年						
世帯員2	前年						
世帯員3	前年						
世帯員4	前年						
世帯員5	前年						
世帯員6	前年						
世帯員7	前年						

◇「世帯主」について
その家の経済的な責任者(生計について責任をもっている方)をいいます。
そのため、戸籍上の筆頭者や最年長者に限りません。

◇「経営主」について
農業経営の管理運営の中心的な方をいいます。

◇「続柄番号」について
左下の続柄番号欄を参照し、該当する番号を記入してください。

続柄番号	
01:世帯主	07:兄弟姉妹
02:世帯主の配偶者	08:祖父母
03:子	09:孫
04:子の配偶者	10:孫の配偶者
05:世帯主の父母	11:その他
06:世帯主の配偶者の父母	

いずれかに必ず記入してください。

◇「世帯としての所得」について

世帯員の中で、自営農業以外の仕事に従事している方がいる場合、働いた世帯員全員の所得を合算し、世帯としての所得の多い方を記入してください。

なお、年金や退職金、児童手当などの社会保障制度による給付金は、どちらにも含めず比較してください。

◇経営継承するなどして、経営主が前年から交代した場合の記入の仕方について(2 満15歳以上の世帯員欄)

現経営主は必ず一番上の経営主欄に回答します。その場合、前年の解答欄と同一人物の情報でなくなりますが問題ありません。
経営主以外の世帯員1～7については、上から順に自由に記入していただいてもかまいません。その際、前年と同一人物の情報でなくなる場合がありますが、続柄番号で世帯員が特定できるため問題ありません。なお、経営主以外の世帯員の回答を前年と同じ回答欄に記入するため、世帯員1～7のいずれかの欄を空欄とし、新たな行に元経営主の方の情報を記入するような記入の仕方でも問題ありません。
本設問において、「経営主=世帯主」でないため、子が経営主となっても親が世帯主であれば、経営主欄の続柄コードは「03」のまま記入します。
また、親が亡くなり子が世帯主として経営を継いだ場合は、続柄コード「01」となり、他の世帯員の続柄コードも変更が必要となるため、ご注意ください(前年、子の配偶者「04」だった世帯員が世帯主の配偶者「02」、孫「09」だった世帯員が子「03」などの変更が必要です)。

【4】雇用労働

1 常雇い

過去1年間に農業経営または農業生産関連事業のために常雇いした人(あらかじめ7か月以上の契約で雇った人)すべてについて、記入してください。

		①		②					
		性別		出生の年月					
いずれかに		該当する元号と出生の年月を記入してください。							
		元号			出生の年月				
		男	女	大正	昭和	平成	年	月	
1	前年								
	本年	●	●	●	●	●	8	8	
2	前年								
	本年	●	●	●	●	●	8	8	
3	前年								
	本年	●	●	●	●	●	8	8	
4	前年								
	本年	●	●	●	●	●	8	8	

世帯員は含めないでください。常雇いしている方全員を記入していただくため、5人以上の常雇いがあった場合は、補助票に記入してください。

2 臨時雇い

過去1年間に日雇・季節雇などで、農業経営または農業生産関連事業のために臨時雇いした人(手伝いなどを含みます。)について、実人数を記入してください。

世帯員は含めないでください。

				農業			
				実人数 (人)			
				前年		本年	
男	401			8	8	8	
女	402			8	8	8	

				農業生産関連事業			
				実人数 (人)			
				前年		本年	
男	403			8	8	8	
女	404			8	8	8	

【5】農業経営の特徴的な取組

1 農業経営について青色申告を行っていますか。該当するもの1つに必ず記入してください。

		前年	本年
行っていない			●
行っている	正規の簿記	501	●
	簡易簿記		●
	現金主義		●

「現金主義」とは現金主義による所得計算の特例を受けているものをいいます(青色申告特別控除額:最高10万円)。

いずれかに必ず記入してください。

◇「臨時雇い」について

- ・季節雇いなど年間7か月未満の契約で雇った方をいいます。
- ・有償、無償を問わず、研修生、手間替え、ゆい(労働交換)や世帯から離れて住んでいる子どもが帰郷時に手伝った場合も含めます。

【例外】

酪農ヘルパーなど、農作業を委託して実施してもらった分の労働は含めません。

◇「常雇い」について

- ・年間7か月以上の契約(口頭契約も含みます。)で雇った方(期間を定めずに雇っている方も含みます。)をいいます。
- ・まだ7か月に達していないが、7か月以上雇う予定の方は含めます。
- ・7か月以上の契約で雇っている外国人技能実習生を含めます。

【例外】→以下の方は「臨時雇い」に記入してください。

- ・7か月以上の予定で雇い入れたが、7か月未満でやめた方
- ・農業以外の事業に従事させるために雇った方のうち、農繁期などに一時的に農業に従事させた方

- 2 効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ(財務、市況、生産履歴、生育状況、気象状況、栽培管理などの情報)を活用していますか。
 その際、どのようにデータを活用していますか。該当するもの1つに**必ず**記入してください。

	前年	本年
データを取得して活用		●
データを取得・記録して活用		●
データを取得・分析して活用		●
データを活用した農業を行っていない		●

「データを取得して活用」とは、**新聞、情報誌、インターネット等を通じて、気象、市況、栽培技術などの情報を取得して、農業経営に活用すること**をいいます。
 ※新聞で入手した市況等を経営の参考にしている場合も該当します。
 「データを取得・記録して活用」とは、**パソコンやスマートフォンを利用して、気象、市況、財務データ、生産履歴等のデータを記録して、農業経営を行うために活用すること**をいいます。
 ※営農管理システム、表計算ソフト等でのデータ保存や栽培・ほ場写真画像を保存している場合が該当します。ただし、紙に記帳するだけの場合は該当しません。
 「データを取得・分析して活用」とは、**気象、市況、財務データ、生産履歴、センサーデータ、生育状況等を専用のアプリやパソコンのソフト等を利用して独自の分析を行っている場合**も該当します。

いずれかに必ず記入してください。

- 3 有機農業に取り組んでいますか。該当するもの1つに**必ず**記入してください。

	前年	本年
取り組んでいる		●
取り組んでいない		●

自然農法に取り組んでいる場合や有機JASの認証を受けていない方でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しないで農業に取り組んでいる場合、有機農業と見なされ、販売を目的とせず自給用のみの場合も該当します。

いずれかに必ず記入してください。

【6】農業生産関連事業

過去1年間に農業生産に関連した事業を行っていますか。該当するものすべてに記入してください。

	前年	本年
行っていない		●
行っている	農産物の加工	●
	小売業	●
	観光農園	●
	貸農園・体験農園など	●
	農家民宿	●
	農家レストラン	●
	海外への輸出	●
	再生可能エネルギー発電	●
	その他	●

◇「データの活用」について

- 取得したデータには、**新聞、情報誌などに記載されている紙媒体の情報も**含めます。
- データを取得しても、それを紙媒体に記録(記帳)するだけの場合は、「データを取得・記録して活用」には該当しません。電子媒体に記録する場合に「データを取得・記録して活用」に該当します。

いずれかに必ず記入してください。

◇「農産物の加工」について

自家で消費するための加工(漬け物等)、出荷に際して必要とされる加工(精米、荒茶、畳表など)は含めないでください。

◇「小売業」について

インターネットや行商など店舗を持たないで販売している場合も含めますが、自らが経営に参加していない直売所等での販売は含めません。なお、小売業に記入がある場合は、【7】農産物の販売の3の出荷先のうち、消費者に直接販売(726)～(729)のいずれかに記入がなければなりません。

◇「海外への輸出」について

直接又は商社や団体を経由(手続きの委託や販売の代行のため)して、海外へ輸出している場合に記入してください。なお、まだ実績は無くとも、輸出を目的として農産物の生産に取り組んでいる場合も含めてください。

◇「再生可能エネルギー発電」について

農地等において再生することが可能な資源(バイオマス、太陽光、水力等)からの発電に取り組んでいる場合に記入してください。

◇「農産物の販売金額」について

- ・消費税込みの金額で記入してください。
- ・肥料や農薬などの諸経費を差し引く前の売上金額を記入してください。
- ・栽培きのこや耕地で栽培した林業用苗木などのほか、貯蔵していた農産物を過去1年の間に販売した金額も含めます。
- ・経営所得安定対策等の交付金は含めないでください。
- ・売買契約済みであれば代金を受け取っていない場合でも含めて記入してください。

集落営農などに参加している農家の方へ

農産物の販売に参加している集落営農で行っている場合は、集落営農の販売金額となりますので、ここには含めないでください。

◇農産物の加工などを営む方へ

自らが又は共同で営む加工品の製造、農家民宿、農家レストラン等で原材料として使用した場合は、その見積額を含めてください。

◇観光農園を営む方へ

入園料により一定量の農産物の収穫が可能な観光農園を営んでいる場合は、その入園料を含めてください。

◇乳用牛や繁殖牛などを販売した方へ

乳用牛(肉用を目的として飼っている牛を除きます。)、繁殖牛及び役畜の販売は財産の処分となるため、農産物の販売金額には含めないでください。

いずれかに必ず記入してください。

【7】農産物の販売

1 過去1年間の農産物の販売金額(売上高)について、該当するもの1つに必ず記入してください。

		701	
		前年	本年
販売なし			
農産物の販売あり	50万円未満		
	50～100万円未満		
	100～300万円未満		
	300～500万円未満		
	500～1,000万円未満		
	1,000～3,000万円未満		
	3,000～5,000万円未満		
	5,000万～1億円未満		
	1億～2億円未満		
	2億～3億円未満		
3億～5億円未満			
5億円以上			

販売金額には、売上金額を記入してください(肥料代、農薬代などの経費を引かない。)

◇「自営の農産物直売所で」について

自らが運営する農産物直売所で販売した場合に記入してください。

◇「その他の農産物直売所で」について

共同で運営する農産物直売所、又は他の方が運営する農産物直売所で販売した場合に記入してください。

◇「インターネットで」について

消費者から直接インターネットで受注し、販売した場合に記入してください。

◇「他の方法で(無人販売など)」について

無人販売や移動販売のほか、消費者から直接、電話又は郵送等により受注し販売した場合に記入してください。

◇「その他へ」について

食品以外の製造業又は学校など、(721)～(725)以外の事業を営む事業所に直接出荷した場合に記入してください。

この項目は、**農産物の販売金額がある方のみ記入**してください。

2 過去1年間の販売金額が上位3位までの該当順位に部門コードを記入し、合計に占める割合をそれぞれ記入してください。

部門コード

- 01: 水稲・陸稲
- 02: 麦類
- 03: 雑穀・いも類・豆類
- 04: 工芸農作物
- 05: 露地野菜
- 06: 施設野菜
- 07: 果樹類
- 08: 花き・花木
- 09: その他の作物
- 10: 酪農
- 11: 肉用牛
- 12: 養豚
- 13: 養鶏
- 14: 養蚕
- 15: その他の畜産

		部門コード		割
1位	前年	71		
	本年	88	88	
2位	前年	71		
	本年	88	88	
3位	前年	71		
	本年	88	88	

経営部門が4部門以上である場合は、割合の合計が10に満たないこともあります。
きのこの栽培は「その他の作物」に、地鶏や養蜂は「その他の畜産」に含めます。

◇「農産物販売金額の部門別の順位」について

- ・販売金額の高かった上位3位までの部門について、部門コードと割合を記入してください。
- ・販売を行った部門が1部門のみの場合は1位のみを、2部門の場合は2位までを記入してください。
- ・栽培きのこ、林業用苗木は「09：その他の作物」に、地鶏や養蜂は「15：その他の畜産」に含めます。

◇「農産物販売金額の部門別の割合」について

- ・順位を記入した部門について、販売金額が全体に占める割合を整数値で記入してください。
- ・割合は四捨五入した整数値で記入しますが、合計が10割を超える場合は、最も下位の部門で調整してください
(例えば、水稲・陸稲部門が46%、施設野菜が38%、花き・花木部門が16%の場合、四捨五入した整数値はそれぞれ、「5割」、「4割」、「2割」となり、合計が「11割」となるため、この場合は最も下位の花き・花木部門を1とし、10を超えないよう調整してください。)
- ・ただし、4部門以上行っている場合は、合計が10割に満たないことがあります、そのままかまいません。
- ・なお、割合を四捨五入して1割に満たない場合は記入しないでください。

3 過去1年間に農産物を販売したすべての出荷先を記入し、そのうち、売上1位の出荷先を記入してください。

「消費者に直接販売」には自ら生産した農産物またはそれを使用した加工品を消費者に販売しているものが該当します。
「その他の農産物直売所」には、共同で運営している直売所または他の人が運営している直売所が該当します。

	出荷先	731	
		前年	本年
該当するすべての消費者に直接販売	農協へ	721	
	農協以外の集出荷団体へ	722	
	卸売市場へ	723	
	小売業者へ	724	
	食品製造業・外食産業へ	725	
	自営の農産物直売所で	726	
	その他の農産物直売所で	727	
	インターネットで	728	
	他の方法で(無人販売など)	729	
	その他へ	730	
		731	
		前年	本年
	うち売上1位の出荷先(1つに)		

◇「農産物の出荷先」について

農産物を販売したすべての出荷先と、そのうち最も売上高が高かった出荷先を一つ記入してください。

◇「農作業の受託(請負)」について

・他の方から、農作業を作業ごと又は作業を一括で受託し、通常「10アール当たりいくら」といった単位で報酬を受け取ったものをいいます。

・農作業とともに、実質的に「経営自体」を引き受けている場合は「農作業の受託(請負)」には含めないでください。その場合は、調査票1ページ【2】土地の借りている土地の面積に記入してください。

集落営農などに参加している農家の方へ

農産物の販売を参加している集落営農で行っている場合は、集落営農が経営自体を参加農家から受託していることとなりますので、ここには含めないでください。

◇「農作業の受託(請負)料金収入」について

・消費税込みの金額で記入してください。

・人件費などの諸経費を差し引く前の受け取った額を記入してください。

いずれかに必ず記入してください。

【8】農作業の受託(請負)

1 過去1年間の農作業の受託(請負)による料金収入について、該当するもの1つに必ず記入してください。

		801	
		前年	本年
受託料金収入なし			
農 作 業 の 受 託 料 金 収 入 あ り	50 万 円 未 満		
	50 ～ 100 万 円 未 満		
	100 ～ 300 万 円 未 満		
	300 ～ 500 万 円 未 満		
	500 ～ 1,000 万 円 未 満		
	1,000 ～ 3,000 万 円 未 満		
	3,000 ～ 5,000 万 円 未 満		
	5,000万 ～ 1 億 円 未 満		
	1 億 ～ 2 億 円 未 満		
	2 億 ～ 3 億 円 未 満		
3 億 ～ 5 億 円 未 満			
5 億 円 以 上			

この項目は、農作業受託料金収入のある方のみ記入してください。

◇「水稲作作業」について

- ・受託した作業ごとに記入してください。
- ・「すべての水稲作作業を一括して受託」について、水稲作に関するすべての作業を同一の方から受託した場合が該当します。

その際、一定の報酬を受け取るのではなく、受託した側が農産物を販売し、その売上げから一定の金額を委託した側に支払い、残りはすべて自分のものに行っている場合は、経営自体を受託していることとなるので、ここには含めないでください（借りている土地になります。）。

2 水稲作業で、過去1年間によそから受託した(請け負った)作業すべてに記入してください。

		前年	本年
作業ごとに受託	育苗	811	
	耕起・代かき	812	
	田植	813	
	防除	814	
	稲刈り・脱穀	815	
	乾燥・調製	816	
	すべての水稲作作業を一括して受託	817	

◇「すべての水稲作作業」と「育苗、田植」等の部分作業の両方を複数人から受託した場合の記入方法について

「A氏」から全ての水稲作作業を一括して受託し、「B氏」から田植を受託するなど、複数人から別々に一括作業と部分作業を受託した場合については、「すべての水稲作作業を一括して受託(817)」と「田植(813)」の両方に記入します。

◇「耕起・代かき」、「稲刈り・脱穀」、「乾燥・調製」について

「耕起・代かき(812)」の場合、耕起と代かきを一緒に受託した場合のほか、耕起のみ、代かきのみを受託した場合のいずれについても記入します。また、「稲刈り・脱穀(815)」、「乾燥・調製(816)」も同様に記入してください。

3 水稲以外で、過去1年間によそから受託した(請け負った)農作業すべてに記入してください。

		前年	本年
該当するすべてに	麦作	821	
	大豆作	822	
	野菜作	823	
	果樹作	824	
	飼料用作物作	825	
	工芸農作物作	826	
	その他の作物作	827	
	畜産	828	
	酪農ヘルパー	829	

◇「水稲以外の受託した農作業」について

- ・水稲以外で農作業を受託した場合は、該当する項目に記入してください。
- ・作業ごと又は作業を一括で受託したかに関わらず記入してください。
- ・酪農ヘルパーとして飼養管理を受託した場合は、「畜産(828)」にも記入してください。

◇「野菜作」について

根菜類、葉茎菜類、果菜類、果実的野菜の他、えだまめ、さやいんげん、さやえんどう、グリーンピースなどの未成熟の豆類の受託作業も含まれます。

◇「工芸農作物作」について

さとうきび、なたね、いぐさ、茶、てんさい、こんにゃくいも、ホップ、ごま、ラベンダー、薬用作物などの受託作業が含まれます。

◇「その他の作物作」について

いも類、大豆以外の豆類(小豆、いんげん、落花生など)、そば、雑穀、花き、花木、水稲苗、野菜苗、果樹苗、林業用苗木、芝などの受託作業が含まれます。